

# 12月市議会が始まりました

沼田市議会の12月議会は11月30日から開かれ、右述の市営住宅管理条例の改正案が提案されました。12月10日まで12日間の日程で行われます。一般質問は11人が通告し、2、3、6日の3日間で行われます。詳細日程は下記表に。

## 12月議会日程表

日	曜	会議	時間	適要	備考
2	木	本会議	10:00	・一般質問(4人)	
3	金	本会議	10:00	・一般質問(4人)	
6	月	本会議	10:00	・一般質問(3人)	
7	火	委員会	10:00	・総務文教常任委員会	
8	水	委員会	10:00	・民生福祉常任委員会	
9	木	委員会	10:00	・経済建設常任委員会	
10	金	本会議	10:00	・委員長報告 ・一般会計補正予算外 ・追加議案	質疑・討論・棹決

## ○井之川博幸議員の一般質問概要 \*井之川議員の質問は3日午前11時頃から

### 1. 沼田市民の安心・安全な生活を守る施策について

ア、原油の高騰に対する緊急対策について

①福祉灯油の実施について

イ、三峰山への土砂投棄問題について

ウ、子育て支援について

①保育料や副食費の完全無償化及び学校給食費の完全無償化とそれをめざす取り組みについて



井之川博幸市議

### 2. 中心市街地の総合的振興について

ア、街なか居住の推進について

イ、商店街の振興について

①まちづくり会社等の設立について 整備された上之町南側街区

②中心市街地区画整理事業の中止について



# 市営住宅入居者の追い出し条例に反対

入居者のいる「市営住宅を廃止し、除却することを決めた時は、入居者に明け渡しを請求することができる」という内容の条文を「沼田市営住宅管理条例」に追加する条例改正が提案されましたが、日本共産党は反対し、井之川博幸議員が討論を行いました。賛成議員からの討論はありませんでした。また、現状では市営住宅を除却した跡地を民間に売り出しています。(十三割団地・桜町) \* 井之川議員の反対討論の要旨を紹介します。

いままでも入居者に対し明け渡しの請求はできることになってはいますが、その理由は、入居者が高額所得者であること及び入居者が不正行為で入居したとか、家賃の滞納とか、入居者側に原因がある場合となっています。また、より良い市営住宅にするために建替計画であること。とされています。

しかし、今回は、公営住宅法で耐用年数が決められているからとして、入居者には明け渡しをいわれるような行為はまったくないにもかかわらず現に入居している市営住宅を廃止し、追い出すことができるという内容になっています。

また、廃止する根拠は、公営住宅法44条第3項の規定としていますが、この内容の趣旨は、災害にあって住宅として活用できない場合と住宅などの耐用年限が国土交通大臣の定める期間を経過した場合などが規定されているもので、入居者がいる場合にも廃止できるとの規定はありません。あくまでの入居者がいない場合での廃止ができる規定と解釈することが、この法の下での正しい選択と考えます。また、「用途を廃止できる」となっていますが「廃止しなければならない」とはなっていません。廃止しなくても良いわけです。(現に耐用年数を過ぎても今は廃止されていません)このようなやりかたは、入居者の「権利」を侵害するのではないのでしょうか。住民の福祉の増進を図ることを基本としている自治体として、このような条例をつくることはそぐわないので、全国ではほとんど例がありません。

この条例改正が成立すれば、古くても長い間大事にしながらマイホームとして暮らしてきた高齢者の人たちが、いつ市営住宅の用途を廃止され、いつまでに明け渡してくださいと言われるのか、心配しながら暮らさなければならない状況を考えると、胸が痛みます。

否決されるよう訴えまして、私の反対討論といたします。

2021年12月5日 No.1042

いのさんニュース

発行所沼田市下久屋町983 ☎23-1519

井之川博幸議員活動地域版 部内資料